

INFORMATION

No. 30024

平成30年10月16日

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0928 第5号」により下記の検査項目に検査実施料が新設されましたので、ご案内いたします。

敬白

記

【適用日】 平成30年10月1日から適用

【新規保険収載項目】

| 手びき掲載頁 | 項目コード | 検査項目 | 実施料 (判断料) | 検査実施料新設 |
|--------|-------|-------------------------------|------------------|--|
| 123 | 4190 | 抗デスマグレイン1抗体 | 300点 (免疫144点) | 抗デスマグレイン1抗体、抗デスマグレイン3抗体及び抗BP-180-NC16a抗体同時測定490点(免疫144点) |
| 123 | 4186 | 抗デスマグレイン3抗体 | 270点 (免疫144点) | |
| 123 | 4191 | 抗BP180抗体 (抗BP-180-NC16a抗体) | 270点 (免疫144点) | |

※詳細につきましては裏面をご参照下さい。



一般社団法人

福岡市医師会臨床検査センター

〒814-0001 福岡市早良区百道浜1丁目6番9号 TEL(092)852-1506 FAX(092)852-1510

●詳細内容

| 検査項目 | 保険 点数 | 判断料 | 診療報酬 点数表区分 | 備考 |
|--|----------|-------------------------|-------------------------|---|
| 抗デスマグレイン1抗体、 抗デスマグレイン3抗体 及び抗BP180-NC16a 抗体 同時測定 | 490点 | 免疫学的 検査判断料 (144点) | D014 自己抗体検査 の「注1」 | <p>ア 抗デスマグレイン1抗体、抗デスマグレイン3抗体及び抗BP180-NC16a抗体同時測定は、区分番号「D014」自己抗体検査の「注1」に規定する本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検査を「3項目以上行った場合」の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、天疱瘡又は水疱性類天疱瘡が疑われる患者であって、間接蛍光抗体法（IF法）により、鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、天疱瘡についての鑑別診断目的の対象患者は、厚生労働省 難治性疾患政策研究事業研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。</p> <p>ウ 天疱瘡又は水疱性類天疱瘡の鑑別診断の目的で、本検査と区分番号「D014」自己抗体検査「29」の抗デスマグレイン3抗体若しくは抗BP180-NC16a抗体又は「36」の抗デスマグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。</p> |